

山梨県交流及び共同学習推進事業実施要項

山梨県教育委員会

1 目的

交流及び共同学習推進事業は、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の経験を広め、社会性を身に付けさせるとともに、交流する人々が障害者への理解を深めることを目的とする。

2 内容

(1) 学校間における交流及び共同学習（「学校間交流」）

特別支援学校と幼稚園、小・中学校、高等学校等の学校間において、幼児児童生徒相互の交流及び共同学習を実施する。

(2) 地域における交流活動（「地域交流」）

障害のある幼児児童生徒に対する地域社会の理解を深めるため、特別支援学校と地域の人々、関係団体等との交流活動を実施する。

(3) 居住地の学校等における交流及び共同学習（「居住地校交流」）

障害のない幼児児童生徒の障害への理解を深めるため、特別支援学校に在籍している幼児児童生徒が、当該居住地の幼稚園、小・中学校等において交流及び共同学習を実施する。

3 実施方法

(1) 山梨県交流及び共同学習研究会の開催

山梨県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特別支援学校と幼稚園、小・中学校、高等学校等との交流及び共同学習の成果と課題について研究し、交流及び共同学習の円滑な推進等を図るため、山梨県交流及び共同学習研究会を開催する。

(2) 各校における交流及び共同学習推進会議の開催

特別支援学校（富士見支援学校を除く。以下同じ。）は、交流及び共同学習を推進するため、交流提携校、地域の関係機関及び関係団体等からなる交流及び共同学習推進会議を組織し、当該校における交流及び共同学習の実施計画、活動内容、評価等について研究する。

(3) 交流及び共同学習担当者連絡会の開催

教育委員会は、各特別支援学校の交流及び共同学習を適切に推進するため、各校の代表による交流及び共同学習担当者連絡会を開催する。

(4) 実施計画書及び報告書の提出

特別支援学校は、交流及び共同学習を教育課程に位置付けるとともに、年度当初に実施計画書を、年度末に報告書を作成し、教育委員会に提出する。

4 経費

教育委員会は、本事業に要する費用を予算の範囲内で負担する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。
平成24年4月1日 一部改正
令和2年4月1日 一部改正